

部局長会議議事要録

1 日 時 平成16年3月11日(木) 13:30～14:35

2 場 所 事務局第3会議室

3 議 事

(1) 先導生命科学研究支援センターの教官人事について

学長から、本件については、先導生命科学研究支援センターの教授会としての審議事項であるので、先導生命科学研究支援センター長及び同センターの専任教授に出席願っている旨の紹介があった。

続けて、学長から、先導生命科学研究支援センターの助手が3月31日付けで辞職することに伴い、後任の助手採用について発議があっている旨の説明があった後、先導生命科学研究支援センター長から、後任の助手採用に係る選考手続き等について、資料1に基づき説明があった。

次いで、学長から、本件の教官人事については、①教官選考専門委員会を設置し、同委員会委員の人選については学長と先導生命科学研究支援センター長に一任すること、②公募により候補者を選考すること、③資格要件等の具体的事項は、教官選考専門委員会で検討すること、④資格審査については、医歯薬学総合研究科教授会に依頼することについて提案があり、審議の結果、了承された。

また、学長から、教官選考専門委員会の選考及び医歯薬学総合研究科教授会の資格審査を受けて、設置予定の学内共同教育研究施設等計画委員会において最終選考を行うこととし、その結果については教育研究評議会で報告することを予定している旨の説明が加えられた。

なお、学長から、過去2年間の学内共同教育研究施設等における専任教官の他大学等への昇任人事の状況の報告があった後、本学から優秀な研究者を排出することも重要な評価の指針である旨の発言があった。

(2) 知的財産本部の教官人事について

学長から、知的財産本部の専任教員に関しては、1月22日及び2月27日開催の部局長会議において、大学知的財産本部構想に関する審議経過の説明の際に専任教員の配置の必要性について説明している旨の経過説明があった。引き続き、知的財産本部設置の規則は、3月19日開催の評議会で付議する予定であるが、評議会で本規則の制定が了承されることを前提に、知的財産本部の教官人事について審議願いたい旨の提案があった。

次いで、副学長（企画担当）から、知的財産本部の中に知的財産室を置き、室長として専任助教授を充て、知的財産本部の運営を行う旨の説明の後、本件の助教授採用に係る選考手続き等について、資料2に基づき説明があった。

これを受けて、学長から、本件の教官人事については、①教官選考専門委員会を設置し、同委員会委員の人選については学長と副学長（企画担当）に一任すること、②公募により候補者を選考すること、③資格審査については、部局長会議規則を準用し教官選考専門委員会で行う旨の提案があり、審議の結果、了承された。

また、学長から、最終選考については、部局長会議がなくなることから適切な委員会等で行うこととし、その結果については教育研究評議会で報告することを予定している旨の説明が加えられた。

なお、知的財産本部の教官人事に係る助教授の教官定員の取扱いに関する質問があり、学長から、平成16年度からの学長手持ち定員を充て、5年間の任期付きで採用する旨の説明があった。

(3) 新潟大学、長崎大学及び富山大学との教育・研究交流協定の締結について

学長から、平成15年度「特色ある大学教育支援プログラム」において、新潟大学工学部、富山大学工学部及び本学工学部の共同取組が採択されたことを契機に、当該3大学の工学部間で単位互換を目的とする交流協定を締結することとなった旨の経緯説明と審議の提案があった。

次いで、副学長（教学担当）から、新潟大学、長崎大学及び富山大学との教育・研究交流協定書(案)について資料3に基づき説明があった後、3大学間の協定書(案)に関しては全学教務委員会で審議・了承されている旨と、本教育・研究交流協定をさらに発展させるため、研究交流、地域との連携などに関しては、当該の委員会等で検討することとなる旨の説明が加えられた。

これを受けて、審議の結果、原案どおり3大学間の教育・研究交流協定を締結することが了承された。

なお、工学部長から、平成15年度「特色ある大学教育支援プログラム」による「ものづくり・アイデアコンテストin長崎」に関して、追加資料に基づき、事業の報告があった。

(4) その他

ア 留学生専門教育教官について

学長から、現在、経済学部、医学部、工学部及び水産学部に各1名配置されている留学生専門教育教官について、次のような検討の依頼があった。

- 留学生専門教育教官は、①留学生に対する基礎的・共通的授業の担当、②留学生の教育・研究上の指導・相談、③工場、研究所、試験場等実地教育の企画、指

導、④大学内の「留学生に関する委員会」等への参画などが具体的な職務である。

しかしながら、これらの専門教育教官については、本来の職務から離れた状況も見受けられることから、この留学生専門教育教官に関して、次回の部局長会議において、①当該学部における留学生専門教育教官の留学生教育に対する関わり、②引き続き留学生専門教育教官の配置を希望する場合は、具体的なアクションプランや将来展望について報告願いたい。これにより、各学部における現状を把握し、今後の専門教育教官の在り方等について、4月からの連絡調整会議において検討を進めたいと考えている。

4 報告事項

(1) 国立大学法人長崎大学の役員等について

学長から、国立大学法人長崎大学の理事候補者については、2月27日開催の評議会にて氏名の報告を行っている旨の説明の後、理事候補者のそれぞれの担当分野、監事候補者及び経営協議会学外委員候補者について、資料4-1に基づき報告があった。

次いで、法人化後における理事の教授兼務等に関する取扱いに関して、資料4-2に基づき報告があった。

なお、この報告に関連して、学長から、理事が教授を兼務する場合は、可能な範囲において、有限の期間、非常勤講師の配置など何らかの支援を考慮したいと考えている旨の説明が加えられた。

(2) 本学ホームページの整備について

副学長（企画担当）から、本学のホームページのトップページを改訂すること、中国語版・韓国語版のホームページを新設することについて、資料5に基づき報告があった。

また、医学部・歯学部附属病院及び附属図書館へのアクセスについては、利用者が本学のホームページから容易にアクセスできるよう検討する旨の説明が加えられた。

(3) 「夢募集」発表会の終了及び夢大賞等の決定について

副学長（教学担当）から、2月26日に開催した「夢募集」発表会の終了報告と、平成15年度「夢募集」の審査結果について、資料6に基づき報告があった。

(4) 法人化後の後援会費等について

学長から、法人化後の後援会費等については、国費、委任経理金及び科学研究費補助金等と明確に区分し会計処理を行う必要があることから、経理部において後援会等の実態を調査し、各部局の意見も取り入れ、後援会費の取扱いを明確にした旨の説明があった。

引き続き、経理部長から、法人化後の後援会費等の取扱いとして、①「長崎大学後援会」及び「長崎大学外国人留学生後援会」については、「預り金」として本学が会計処理を行うこと、②これ以外の後援会等については、人格のない社団法人等として本学が直接関与しないこととなる旨の報告があった。加えて、人格のない社団法人等として取り扱う際には、本学の職員による会計処理が行えないことと、長崎大学名を付した名義を口座名義に使用できないことに留意願いたい旨の説明があった。

(5) 学生支援センターの開設について

学務部長から、学生生活課と学務課の課外活動支援担当が、学生支援センターへ移転し、3月1日から業務を開始したことについて報告があった。

(6) 国立大学等施設担当部課長連絡会議について

施設部長から、3月1日開催の標記会議の概略として、法人化後の文部科学省と国立大学法人の関係は緊張感のあるパートナーシップの下に、教育研究の一層の充実・向上という目標に向かってお互い協力する関係にある旨の文教施設部長の発言内容などについて、報告があった。

(7) その他

ア 教員の任期制による任期の変更について

学長から、教員の任期制による任期の変更に関して、次のような報告があった。

- 教員の任期については、現在、大学の教員等の任期に関する法律を受けて、本学の任期に関する規則において定められているが、この任期については雇用を保証する期間とされている。

一方、法人化後の任期の付いた労働契約は、民法の規定から5年を超える部分については使用者側にも解約権が認められており、当事者が5年を超える任期で契約を結んだとしても雇用を保証する必要はないと解されているため、雇用保証ができる任期は5年が上限となる。

したがって、これまでの教授10年の任期であれば、5年で一度任期を打ち切り、再度5年の任期ということになる。

現在、任期制を導入している関係部局等に法人化後の任期について検討を依頼しているが、中期目標・中期計画においても可能な組織から任期制を導入する旨を記載しており、任期制を導入していない部局等においては、任期制の導入を検討願いたい。

なお、任期制を導入する教育研究組織は、学科、講座単位でも可能である。

イ 保健管理センターの教官人事について

学長から、2月13日開催の部局長会議において当面凍結することとしていた保健管理センターの助教授の後任補充に関しては、同センターの教官を構成員として加えた有識者による検討会議を設け、保健管理センターの将来計画などについて検討した上で、教育研究評議会等で審議することとしたい旨の発言があった。

ウ 次回の部局長会議の開催日時について

総務課長から、次回の部局長会議の開催日時について、連絡があった。

なお、学長から、法人化後に設置される連絡調整会議に関し、次のような発言があった。

- 法人化後は、部局長等による連絡調整会議の開催を予定しているが、議題の議決という形ではなく懇談会的な会議として、それぞれの部局における事情を説明したり、お互いの意見を出し合うなど、意見交換の場としたいと考えている。

同会議においては、本学における様々な問題解決と、本学の将来展望を構築するために、多くの意見を伺いたいと考えている。

以 上